公益社団法人市原市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1条 この「安全就業基準」は、公益社団法人市原市シルバー人材センター(以下「センター」という。)における会員の就業に係る事故防止を確保することを目的とする。

(会員の遵守義務)

- 第2条 会員は就業に当たってはこの基準を遵守し、安全就業に努めなければならない。 (安全就業のポイント)
- 第3条 会員は、就業に当たり次の安全就業のポイントを守り、作業に従事しなければならない。
 - (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだり慌てたりしないこと。
 - (2) 有害・危険を伴う作業、重量機器類の運転・操作は厳に慎むこと。
 - (3) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
 - (4) 服装・履物は、作業にあった動きやすいものにすること
 - (5) 作業前には、準備体操をして体をほぐすこと。
 - (6) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
 - (7) 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。
 - (8) 共同作業では、就業前に作業確認を行い、作業では合図、連絡を正確に行うこと。
 - (9) 帰宅までが仕事のうち、交通事故に気を付けること。
 - (10) 健康管理には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
 - (11) 作業中の喫煙は禁止です。喫煙する場合は、休憩時間に決められた場所で行うこと。
 - (12) 仕事の前日は、アルコールの飲みすぎに注意し、十分睡眠を取るよう心掛けること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定、除草、清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全 就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

- 第5条 会員は、作業内容によっては、保護帽(ヘルメット)を着用するとともに必要に応じて安全帯を使用すること。
- 2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全就業 基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通事故の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルール及びマナーを守り、交通事故に注意しなければならない。

特に、自転車やオートバイにあっては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業にあっては、交通ルールを守るとともに、作業帽・反射安全ベスト等を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

- 第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。
- 2 会員は、熱中症には十分注意し、適切に休憩を取るとともに、こまめな水分補給に努め なければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることが分かる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

- 第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業しなければならない。
- 2 会員は、就業に使用する器具類について、必ず作業前に点検し、安全を確認するととも に定期的に点検を実施しなければならない。
- 3 会員は、点検において、不良個所を発見したときは、その器具を使用してはならない。 その際、器具がセンターの備品である場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。 (健康管理)
- 第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。また、健康診断等の結果が、就業に影響する場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。
- 2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分取るように心掛けなければならない。 (報告義務)
- 第11条 会員は、就業途上及び就業中に事故があったときは、直ちにセンターに報告し、センター職員の指示に従わなければならない。
- 2 会員は、仕事場との往復時や就業中にケガをしたとき又は体に異常を感じたときは、直

ちに共同作業中の会員又は会員本人がセンターに報告し、応急の措置を採るようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、安全就業に資する事項がある場合には、それに 従い作業に従事しなければならない。

附則

この基準は、令和4年1月1日から施行する。

公益社団法人市原市シルバー人材センター会員就業規程(抜粋)

第4章 傷害保険

(傷害保険)

- 第8条 会員の就業中などにおける死傷病については「シルバー人材センター団体傷害保険」 約款の定めるところにより、補償されるものとする。
- 2 障害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届け て指示に従うものとする。

第5章 損害保険

(損害保険)

- 第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財産に損害を与えたときは「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。
- 2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。